

米原市教育振興基本計画審議会委員 公募要領

米原市では、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づく米原市の教育振興に関する基本的な計画として、第 4 期米原市教育振興基本計画を策定するに当たり、計画に広く市民の意見を反映するため、次のとおり米原市教育振興基本計画審議会委員を公募します。

募集人員

- ・ 公募による委員は、2 人以内とします。

任期

- ・ 任期は、委嘱の日から計画答申（令和 8 年 11 月末予定）までとします。

報酬

- ・ 会議 1 回の出席につき 5,000 円

<公募資格>

令和 7 年 9 月 1 日現在において年齢が満 18 歳以上で、米原市に在住、在勤または在学している方とします。ただし、米原市の他の審議会等の委員に 2 以上就いている場合は、委員となることはできません。

<公募期間>

令和 7 年 8 月 29 日（金）から令和 7 年 9 月 19 日（金）まで

<応募方法>

米原市教育振興基本計画審議会委員公募申込書（別記様式）を米原市教育委員会事務局教育総務課へ提出してください。

なお、委員に選任された方は、氏名などに関して公表します。

申込書に記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。

<申込書の配布場所>

申込書は、以下の場所等にて配布します。

- (1) 米原市教育委員会事務局教育総務課（米原市役所本庁舎 2 階）
- (2) 山東支所、伊吹・近江市民自治センター
- (3) 米原市公式ウェブサイト

＜申込書の提出先・提出方法＞

申込書は、下記へ提出してください。なお、提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかでお願いします。

持参による申込みは、公募期間中の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

＜選考・通知＞

委員の選考については、書類選考とします。なお、選考結果については、応募者全員に通知いたします。

（提出先・問合せ）米原市教育委員会事務局教育総務課（米原市役所本庁舎）

住 所 〒521-8501

米原市米原 1016 番地

電話番号 0749 - 53 - 5151

E メール kyoikusomu@city.maibara.lg.jp